

第22期第16回網走海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和5年1月30日（月） 13時30分～14時00分
- 2 開催場所 佐呂間漁業協同組合 会議室
- 3 出席委員 横内武久、高桑康文、川口和良、片川隆市、
飯田弘明、石塚治、石本武男、阿部興志輝、
大澤真人、深山和彦、新谷哲也、鈴木英樹、
馬場浩一（以上13名）
- 4 欠席委員 元角文雄(以上1名)
- 5 臨席者 オホーツク総合振興局産業振興部 水産課課長 伊藤智英
漁業管理係長 村上寿一
- 6 事務局 網走海区漁業調整委員会 事務局長 渡邊修司
主 事 近藤隆嗣
- 7 議題
議案第1号 固定式刺し網漁業に係る委員会指示について
議案第2号 漁場計画（第8次海面共同漁業権・第15次海面区画漁業権）の
素案策定について
- 8 報告事項
報告第1号 第15次秋さけ定置網漁業の操業期間等の考え方（案）について
報告第2号 第15次秋さけ定置網漁業の河口付近等の指定された区域の考
え方（案）について

事務局長

定刻となりましたので、ただ今から、第22期第16回網走海区漁業調整委員会を開催したいと思います。初めに横内会長より、ご挨拶を申し上げます。

会 長

開催にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。お忙しい時期にも関わらず、オホーツク総合振興局から伊藤水産課長、村上漁業管理係長のご臨席を賜り、厚くお礼申し上げます。そして流水もようやく、オホーツク沿岸に近づいてきており、そう遠くないうちに接岸するのではと感じております。

さて、本日の委員会ですが、「固定式刺し網漁業に係る委員会指示」のほか、さきに皆様に協議頂きました「海面共同漁業権と区画漁業の素案の策定」と報告事項としまして、道から案が示されました「第15次秋さけ定置網漁業に係る操業期間等の考え方」と「河口付近等の指定された区域の考え方」となります。委員の皆様には、積極的なご発言と合わせて、円滑な審議へのご協力をお願い申し上げます。簡単ですが、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。

本日はよろしく申し上げます。

事務局長

続きまして、本日の委員会にご臨席されている方がたを、ご紹介します。オホーツク総合振興局の伊藤水産課長と村上漁業管理係長です。

次に、出席人員の報告をします。定員14名中、本日の出席委員は13名で、定足数に達していますので、本日の委員会は成立いたします。それでは、会長を議長といたしまして、本日の議事進行をお願いします。会長、よろしくお願いいたします。

会 長

それでは、これより会議に入ります。まず、議事録署名委員の選出についてですが、慣例により、私から指名してよろしいでしょうか

一 同

異議なし

会 長

それでは、新谷委員と鈴木委員に議事録の署名をお願いします。

では、これより議事に入ります。議案第1号、「固定式刺し網漁業に係る委員会指示について」ご説明します。事務局から内容を説明してください。

事務局長

議案第1号についてご説明いたします。資料をご覧ください。

表紙の「経緯」に記載されておりますとおり、当委員会の承認漁業となっております「かすべ刺し網漁業」は、タラバガニの混獲防止を図るため、昭和58年に共同漁業権漁業から除外されました。しかし、当初の意図に反して自由漁業という扱いとなり、操業希望者が出現する事態となりました。さらに、沖合底びき網漁業や他種漁業との調整が整わない中で、操業が続いた結果、漁場の競合やズワイガニの混獲問題などが、発生する状況となりました。

このため、平成5年から固定式刺し網漁業の禁止を行った上で、海区承認漁業として認めるという委員会指示を発動し、沖合底びき網漁業との操業協定の締結などの調整を、図ってきた経過にあります。本議案は、令和5年度の委員会指示の発動について、ご審議していただくものであります。資料1ページ目には「委員会指示の新旧対照表」があります。

昨年度との変更点ですが、制限期間を「令和4年度」を「令和5年度」とする年度の更新のみとなっております。

2ページから4ページ目までに、委員会指示の全文を添付しております。5ページが委員会指示文と一体となる、かすべ固定式刺し網漁業の「事務取扱要領」の新旧対照表となっております。こちらも年度の修正のみとなっております。

内容自体の変更はありません。6ページ以降につきましては、かすべ固定式刺し網漁業の事務取扱要領の全文と関係様式を添付しております。これらの資料は、昨年度と同じ内容となっております。

以上が、議案第1号固定式刺し網漁業に係る委員会指示についての説明となります。委員会指示の発動について、よろしくご審議願います。

会 長

ただ今の説明について、ご質問やご意見はありませんか。

一 同

異議なし

会 長

次に、議案第2号、「漁場計画（第8次海面共同漁業権・第15次海面区画漁業権）の素案策定について」ご説明します。事務局から内容を説明してください。

事務局長

議案第2号についてご説明いたします。資料をご覧ください。議案第2号は、第8次海面共同漁業権と第15次海面区画漁業権の素案の策定に係る協議となります。第7次海面共同漁業権と第14次海面区画漁業権は、令和5年8月31日に免許期間が満了となることから、道において令和4年8月10日付けで「漁業権切替方針」と「漁業権切替方針の運用」が策定されたところであります。この「漁業権切替方針」におきまして、海面全体が最大限に活用されるよう海区漁場計画の策定を取り進めることとされました。

また漁場計画を円滑に策定するために、令和4年9月2日付けで「漁場計画策定要領」が制定され、この要領で漁場計画の策定のあたり、「草案」、「素案」、「振興局最終案」、「原案」、「案」の5段階に分けて検討するものとしております。「草案」につきましては、すでに第13回の海区委員会において審議し、水産林務部漁業管理課に提出後、ヒアリングを受けており、その後、整理事項についての回答を受けております。この整理事項を踏まえて、オホーツク総合振興局水産課において「素案」が策定され、資料1ページにありますとおりオホーツク総合振興局長から海区委員会に協議がございました。素案の内容につきましては、オホーツク総合振興局水産課から説明いたしますので、よろしくご検討願います。

漁業管理係長

議案第2号の漁場計画（共同漁業権・区画漁業権）の素案策定について、説明します。

令和4年11月7日の第22期第13回網走海区漁業調整委員会に第8次海面共同漁業権及び第15次海面区画漁業権の漁場計画草案について、協議していただきました。

令和4年11月15日と16日で水産林務部漁業管理課と草案について、協議ヒアリングを実施しております。資料の1ページから6ページの第8次共同漁業権及び第15次区画漁業権の海区漁場計画草案に対する回答についてご覧ください。

海面共同漁業権について、各漁業協同組合の共通として行使実績がない（漁

獲がない)魚種と漁業に関して次期漁業権においても存続を希望する漁業については、今後の行使の見込みや資源管理の考え方等を再度整理するよう指示があり、関係漁業協同組合から資料を提出していただき、振興局において整理をして本庁に提出しております。

また、網走漁協の網海共第7号のなまこ漁業を廃止し網海共第21号に新規魚種として設定、湧別漁協の網海共第19号(ほたてがい及びえぞきんちやくがい漁業)の漁場区域の拡大(隣接する網海共第18号と網海共第20号の沖出し距離まで拡大)に関しては新規設定の理由、漁場設定の理由、行使計画、設定後の資源管理の考え方等の資料を本庁に提出しております。

次に7ページの区画漁業権ですが、斜里第一漁協に係るほたてがい養殖漁業の新設について、行使計画、施設規模、配置図等を提出しております。

詳細については、後ほどお目通しいただければと思います。

次に8ページをご覧ください。令和5年1月24日付け才水産第1638号で網走海区漁業調整委員会会長へ第8次海面共同漁業権と第15次区画漁業権の素案策定の協議をしております。

内容については、草案から変更はございませんが、簡単に説明いたします。

1枚めくっていただき、漁場計画の策定に係る振興局の考え方ですが、こちらにつきましては草案から変更はありませんので、後ほどお目通し願います。

次に漁場計画の素案の内容になります。10ページ目から16ページ目が海面共同漁業権の漁場計画草案、17ページと18ページが第一種共同漁業権と第二種共同漁業権の漁場図19ページが区画漁業権の漁場計画草案、20ページと21ページが区画漁業権の漁場図となっております。10ページ目に戻ってください。共同漁業権の漁場計画素案になります。

草案から漁業の名称等に変更点はございませんが、湧別漁協と西網走漁協の関係地区に関して、湧別漁協は合併前の湧別町の町名を、西網走漁協は能取湖を取り囲む地区と西網走漁協の組合員の住所所在地区に変更しております。

これら以外の漁業権については、草案から内容の変更はありませんので、個別の説明について省略させていただき、後ほどお目通しいただければと思います。

続いて、19ページの区画漁業権の漁場計画素案になります。草案からの変更点は、今回新規で漁場設定する斜海区第1号の漁場区域について、今後の生産計画等を検討したところ施設台数を増設するため区域を拡大しております。

その他の区画漁業権については、草案から漁業の名称等に変更はございませんので、個別の説明について省略させていただき、後ほどお目通しいただければと思います。今後の漁業権切替作業については、今回ご審議いただいた素案を道に提出したうえで、水産林務部漁業管理課との協議を経て、振興局最終案を作成し、水産林務部長に提出していくこととなります。

次回の海区委員会では、振興局最終案を皆様に内容の検討をしていただき、その結果道へ提出することになります。

案は利害関係者からの意見等について、原案に検討を重ねるとともに検討結果を公表の上、知事が作成するものとする。以上で、簡単ではありますが、説明を終わらせていただきますので、共同漁業権及び区画漁業権の素案につい

て、ご協議願います。

会 長 　　ただ今の説明について、ご質問やご意見はありませんか。

一 同 　　異議なし

会 長 　　それでは、報告について協議のあった内容のとおりで支障ない旨回答します。次に、報告第1号「第15次秋さけ定置網漁業の操業期間等の考え方（案）について」と報告第2号「第15次秋さけ定置網漁業の河口付近等の指定された区域の考え方（案）について」は、どちらも第15次秋さけ定置網漁業に関する内容ですので、合わせてご報告します。事務局から内容を説明してください。

事務局長 　　報告第1号及び第2号について、ご説明いたします。資料をご覧ください。現在、免許されています第14次定置漁業権の免許期間は、令和5年12月31日で満了となります。このため道では次期漁業権の免許に向けて、令和4年8月10日付けで「漁業権切替方針」と「漁業権切替方針の運用」を策定しております。

　　ただし、漁業権切替方針において、「河口付近等の指定された区域」と「漁業時期及び操業期間」については、別に定めるとしており、さらに関係機関と協議し、慎重に検討した上、別途決定することとしておりました。このことにより、両資料1ページにありますとおり、河口付近等の指定された区域の考え方の（案）については、令和5年1月27日付け漁管第2184号で、河口付近等の指定された区域の考え方（案）については、令和5年1月27日付け漁管第2185号で示され、同時に両資料2ページ目にありますとおりオホーツク総合振興局水産課に対して、案に対する意見の集約について依頼がございました。なお、両案の詳しい内容につきましては、水産課から説明いたします。

漁業管理係長 　　報告事項の第1号と第2号について、まとめて説明します。令和5年1月13日に水産林務部漁業管理課サケマス係と全道の振興局水産課と海区事務局でWEB会議による第15次漁業権切替（定置）に係る説明会が開催されました。その中で、第15次秋さけ定置漁業の操業期間等の考え方（案）と第15次秋さけ定置漁業の河口付近等の指定された区域の考え方（案）が示されたところです。

　　現段階では、案となっており、本庁から1月27日付け意見照会があり、振興局から各漁業協同組合に対して後日、意見照会をすることとしております。

　　資料の3ページ目をご覧ください。「第15次秋さけ定置漁業の操業期間等の考え方（案）」の第14次との対比表になります。考え方（案）について、対照表で変更点を含めて簡単に説明いたします。第15次さけ定置漁業の操業期間等の考え方については、3ページ目にありますとおり、第14次定置漁業権の免許内容を基本に設定することとされております。

　　変更点としましては、第14次では前期において十分な親魚確保ができてい

ない海域については、親魚の遡上を確保する対策の検討を行い操業始期を定めることを削除しております。

ここに記載はされておりませんが、前期、中期、後期の河川遡上を促すため操業始期ではなく、漁場区域の陸網の短縮を検討するため、削除されております。

9ページ目に全道の操業期間の案を添付しておりますが、現行どおりの操業期間としております。

その他の変更点は、切替年次の変更になっております。

次に「第15次定置漁業切替方針で別に定める河口付近規制区域の指定について（案）」について、3ページ目をご覧ください。

対照表で説明します。1の基本的な考え方の変更点は切替年次の変更で、2の親魚の河川遡上に必要な河口付近等の指定された区域の考え方ですが、

(1)対象河川は、第10次定置漁業権切替時にさけます増殖事業検討会議において捕獲採卵河川が見直されたことを受け、現行の30河川を指定したもので、第15次についても現行指定河川を基本としつつ、現行の増殖事業体制を考慮し設定する。としております。

(2)の指定区域ですが、河口付近の指定区域については、第9次以前は、河口中心線より両側45度を基本としてきたが、第10次切替時に、秋さけの回帰率が2%台から5%台に上昇したことに伴い、指定区域を45度から30度に緩和しましたが、その後、回帰率の低下に伴い、親魚の確保が困難となってきたことから、第14次切替時に親魚の十分な確保を図るため、45度の指定区域に戻しました。

第14次期間においても、依然として、親魚の確保が困難な地域があり、指定区域を設定する河川は、地域における重要な河川であることから、第15次についても、45度の指定区域を設定する。こととしております。

(3)の指定区域内の漁場の扱いですが、第14次期間内（令和元年から令和4年）における、親魚などの確保状況を踏まえ、次のとおり取り扱うこととします。①新規漁場設定は認めない。②既存漁場は、親魚などの確保が見込める場合は、漁場の設定を認める。3の河口付近等の指定された区域の設定ですが、河口付近等の指定された区域については、前述の考え方に基づき、別紙のとおり設定するとされております。

1枚めくっていただき別紙になります。

変更点は十勝総合振興局にあります歴舟川を指定河川から外すものです。理由としましては、30河川のうち歴舟川だけが補完河川であること、捕獲数も少ないことから外す方向で検討しています。

当管内の対象河川に変更はなく、岩尾別川、斜里川、網走川、常呂川、湧別川、渚滑川、幌内川の7河川になります。なお、対象となる7河川のうち規制区域に定置漁場があるのは斜里川、渚滑川、幌内川になります。こちらの漁場に関しては、このあとの委員協議会において定置漁場計画の草案に係る協議で、改めて説明いたします。

8ページに、河口規制区域の検討として、45度区域内に漁場がある対象河川一覧の当管内分の抜粋になり、こちらはこのあとの委員協議会で説明いたします。

9 ページ目をご覧ください。

こちらは海域別の現状、課題、切替に向けての考え方をまとめた概要になります。

オホーツク海海域ですが等管内と一部、宗谷側である西部地区も含む内容となっております。

現状、課題、切替に向けての考え方を読み上げ、操業期間の推移は第10次から第14次までの簡単な経過を記載しております。なお、第11次（H16～H20）から第14次までの操業期間の推移が記載されており、補足として従前（第11次切替時）から日本海海域（小樽地区組合長会、ひやま漁協）からはオホーツク海海域の操業始期の後ろ倒し要望が出ております。

他海域については、後ほどお目通しいただければと思います。

最後になりますが、各漁協に対して操業期間の考え方と河口付近の指定区域の考え方について意見照会をすることとしており、回答を受けたあと意見等の提出にあたっては海区委員会へ意見を聞いた上で提出することとなっております。

以上で説明の方を終わらせていただきます。

会 長

ただ今説明がありましたが、委員の皆さんからご質問やご意見はありませんか。

一 同

異議なし

会 長

以上で、本日、予定していた議題は、全て終了しました。それでは、「その他」として、委員の皆さんから、何かご発言はありますか。

一 同

発言なし

会 長

それでは、これで本日の委員会を終了いたします。なお、引き続き網走海区漁業調整委員会協議会を開催したいと思いますので、委員の皆様は、そのままご着席してお待ちください。

終 了